

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市月潟地区公民館
所管部・課	教育委員会中央公民館
所在地	新潟市南区月潟535番地
根拠法令	社会教育法
設置条例	新潟市公民館条例
施設概要	建築面積: 624.0㎡ 建築構造・主な施設内要(構成施設の内容) 1階: 101研修室(47.25㎡)、調理室(47.25㎡) 2階: 201研修室(30.0㎡)、202研修室(47.25㎡)、大会議室(102.0㎡) 教養娯楽室・和室(40.5㎡)

施設の設定目的
市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、公民館を設置する。
管理・運営に関する基本理念，方針等
【基本方針】 1 「学びを通じた地域の絆づくりとコミュニティ活性化」 地域とつながり、学びを通じて地域課題・社会的課題やニーズに迅速に対応しながら、地域の絆づくりとコミュニティの形成・活性化に努めます。 2 「学・社・民の融合による地域教育力の向上」 公民館は、学・社・民の相互の連携や協力により、教育目標を共有化し、それぞれの役割の中で豊かな人間性を培い、地域教育力の向上を支援します。 3 「市民一人一人の多様なニーズに応じた学習機会の充実」 子育てや家庭教育の支援、青少年の健全育成、高齢者の学習機会の充実など、各世代の学びに対する場の提供と支援に努めます。また市民団体等との連携を推進します。
【重点事業】 1 地域コミュニティ活動の活性化を支援する事業 2 学・社・民の融合による人づくり、地域づくりを推進する事業 3 家庭の教育力の向上を支援する事業 4 青少年の生きる力を育む事業 5 高齢者の学習や社会参加を支援する事業 6 現代的課題を探り、解決を支援する事業